No.1 〇豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成21年2月27日

1. 出席議員

議員 平野龍司 1番 毛 受 明 宏 2番 議員 3番 山田英明 議員 4番 近藤郁子 議員 中村定志 三浦桂司 5番 議員 6番 議員 平野敬祐 7番 石橋 敏明 議員 議員 8番 9番 安 井 明 議員 10番 杉 浦 光 男 議員 11番 一 色 美智子 議員 12番 松山廣見 議員 13番 前 山 美恵子 議員 14番 榊 原 杏 子 議員 15番 山 盛 左千江 議員 16番 堀田勝司 議員 矢 野 清 實 17番 坂 下 勝 保 議員 議員 18番 月 岡 修 一 議員 21番 村山金敏議員 19番 伊 藤 清 議員 22番

2. 欠席議員

20番 石川清康 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長 神谷清貴君 議事課長 樋口克紀君 庶務担当係長 深谷義己君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	相	羽	英 勝	君	副市長	石	JII	源 一	君
教 育 長	後	藤	学	君	企画部長	宮	田	恒 治	君
総務部長	山	本	末富	君	市民部長	竹	原	寿美雄	君
健康福祉部長	濵	嶌	義 和	君	経済建設部長	山	崎	力	君
会計管理者	佐	藤	政 光	君	消 防 長	近	藤	和 則	君
教育部長	野	田	誠	君	市民部次長	柴	田	二三夫	君
					兼環境課長				

健康福祉部次長 畑 中 則 雄 君 健康福祉部次長 神 谷 巳代志 君 兼高齢者福祉課長 兼保険年金課長

経済建設部次長 前野宏光君 経済建設部次長 三治金行君

兼都市計画課長

企画政策課長 横山孝三君 総務課長 荒川恭一君

代表監査委員 古橋洋一君 監査委員事務局長高橋芳行君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明

議案第1号 平成21年度豊明市一般会計予算について

議案第2号 平成21年度豊明市国民健康保険特別会計予算について

議案第3号 平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計予算について

議案第4号 平成 21 年度豊明市土地取得特別会計予算について

議案第5号 平成 21 年度豊明市墓園事業特別会計予算について

議案第6号 平成21年度豊明市老人保健特別会計予算について

議案第7号 平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について

議案第8号 平成21年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について

議案第9号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計予算について

議案第 10 号 平成 21 年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について

(5) 議案上程•提案説明•討論•採決

議案第11号 副市長の選任について

議案第12号 公平委員会の委員の選任について

議案第 13 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

議案第14号 教育委員会の委員の任命について

(6) 議案上程•提案説明•質疑

議案第26号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について

(7) 議案上程•提案説明

議案第15号 市道の路線認定について

議案第 16 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について

議案第 17 号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の 特例を定める条例の制定について

議案第 18 号 豊明市福祉施設建設基金条例の廃止について

- 議案第 19 号 豊明市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第20号 豊明市監査委員に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 議案第22号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関す る条例の一部改正について
- 議案第23号 豊明市福祉基金条例の一部改正について
- 議案第24号 豊明市介護保険条例の一部改正について
- 議案第25号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第27号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第28号 平成20年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第29号 平成20年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)につい て
- 議案第30号 平成20年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第31号 平成20年度豊明市墓園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第32号 平成20年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2 号)について
- 議案第33号 平成20年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)に ついて
- 議案第34号 平成20年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第35号 平成20年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に ついて

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明 議案第1号から議案第10号まで
- (5) 議案上程・提案説明・討論・採決 議案第 11 号から議案第 14 号まで
- (6) 議案上程·提案説明·質疑·討論·採決 議案第 26 号

(7) 議案上程•提案説明

議案第 15 号から議案第 25 号及び議案第 27 号から議案第 35 号まで

午前10時開会

No.2 〇議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 21 年第1回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがと うございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 21 年豊明市議会第1回定例会を開会いたします。

なお、20番 石川清康議員より病気入院のため、今期定例会の欠席届が提出されておりますので、ご報告をいたします。

さらに、本日の議会開催に当たり、報道関係者よりテレビ収録の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知を願います。

市長よりあいさつを願います。

No.3 〇市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名をいただきましたので、平成 21 年第1回定例会の開会に当たりまして、 一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、今年初めての議会でございます。平成 21 年度の当初予算を含め、35 議案を上程させていただいております。

中でも、話題となっております定額給付金、子育て応援特別手当に関する国の補正予算が、今週中にも国会で議決される見通しでございます。

したがいまして、議案第 26 号につきましては、それぞれの支給と給付に関する議案でございます。この支給と給付が円滑かつ効果的に実施されますよう、その事務に関する案件でございますので、速やかに議決をいただきますようお願いを申し上げ、なお今後、関連法案の審議状況を踏まえて、関連案件の追加上程も考えておりますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

また、平成 21 年度の当初予算関係につきましては、後ほど施政方針で申し述べさせていただきますが、いずれも重要案件でございますので、慎重審議の上、全案件とも、ぜひお認めいただきますようお願いを申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

No.4 O議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を副委員長より報告願います。

山田英明議会運営副委員長。

No.5 〇議会運営副委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長より指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る2月24日に委員会を開催しましたが、石川委員長が病気入院のため欠席されましたので、副委員長の私が委員長の職務を代行し、協議をいたしました。

その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項の み報告をいたします。

初めに、本定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から3月24日までの26日間とし、一般質問につきましては、代表質問として5名の議員より、また個人質問として7名の議員より通告がありましたので、3月3日から3月5日までの3日間を質問日に当てることとし、3月3日に代表質問4名を、3月4日に代表質問1名と個人質問3名を、3月5日に個人質問4名を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてでありますが、議案第1号から議案第10号までの10件は、平成21年度の当初予算でありますので、本日、市長より一括して施政方針とともに説明がなされます。

また、議案第11号から議案第14号までの4件につきましては、いずれも人事案件でありますので、本日、即決することとし、議案第26号につきましては、提案説明の後、質疑を行い、その後、委員会付託を省略して、本日直ちに討論・採決を行うこととしました。

なお、その他の議案につきましては、すべて所管の各常任委員会に付託することになりました。

次に、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、いずれも参考配付といたしました。

最後に、委員会付託をされました議案に対する討論につきましては、通告期限が3月23日の正午でありますので、お間違えのないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 〇議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、10番 杉浦光男議員と11番 一色美智子議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 〇議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.8 〇代表監査委員(古橋洋一君)

おはようございます。

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の結果報告の補足説明を申し上げます。

地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その 結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 20 年 10 月から同年 12 月の各月末日現在の出納保管の状況を平成 20 年 11 月 27 日、12 月 25 日、平成 21 年1月 29 日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査いたしたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正 に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定例監査等を 実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。 内容につきましては、定例監査として、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、税務課、環境課及び生涯学習課を11月に、総務課及び都市計画課を12月に、健康課及び産業振興課を1月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、11月に実施した税務課においては、豊明市固定資産 評価業務委託において、契約書に添付された約款中、履行遅滞の損害金算出割合に誤 りが見受けられたので留意されたいという件。

環境課においては、プラスチック製容器包装収集運搬業務委託において、監督員の任命がなされていないので、適切な処置をされたいという件。

生涯学習課においては、市民文化講座開催委託契約書において、委託事業内容が不明瞭であるので、計画書を添付する等、委託内容を明記するよう留意されたいという件でございます。

次に、12月に実施した総務課においては、複写機賃貸借(コピー料金単価)契約において、見積徴集結果表の記載に不備が見られたので留意されたいという件。

都市計画課においては、市営駐車場管理業務委託において、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第3号の規定による随意契約をされているが、その場合に係る豊明市契約 規則第 24 条の3に定める手続がとられていないので、適切な処置をされたいという件でございます。

そして、1月に実施した健康課においては、豊明市妊婦・乳児健康診査の結果報告書において、検査実施内容の記載に不明瞭なものが見受けられたので、検査内容の確認がとれるよう適切な指示をされたいという件。

産業振興課においては、公開文書コピー代収入事務において、調定行為をする時期が適切でないものが見受けられたので、今後留意されたい。また、出納状況の確認は確実にされたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされているものと認めたものでございます。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございます ので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.9 〇議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告をいたします。 お手元に配付いたしましたとおり、2件につきましては、いずれも参考配付といたします。 次に、去る平成 20 年第4回定例会において議決されました豊明市・日進市議会議員合 同研修会への議員の派遣については、お手元に配付いたしましたとおり、終了したことを 報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、施政方針・当初予算(案)上程・提案説明に入ります。

議案第1号から議案第10号までの平成21年度の一般会計及び各特別会計の予算案を 一括議題といたします。

相羽市長、登壇にて説明を願います。

No.10 〇市長(相羽英勝君)

平成 21 年第1回の定例会の開催にあたりまして、平成 21 年度予算案を始め、諸議案を ご審議いただくのに先立ちまして、施政方針及び予算案の概要についてご説明を申し上げ、議員各位のご理解、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じております。

さて、世界金融資本市場は、100年に一度と言われる混乱に陥っており、欧米金融機関の損失拡大懸念や世界的なインフレリスクが意識をされる中、金融危機に加え実体経済の弱体化が進んでおり、世界的な景気後退が強まっております。

今まで外需に依存してきた日本経済も、世界経済の減速に伴い景気後退局面に入っており、今後は下降局面が長期化、深刻化するおそれがあり、国際商品市況の変動に伴い、交易条件等の悪化により海外へ所得が流出しており、この状況が消費や投資など国内民需を低下させていると思われます。

このように景気は後退局面に入っており、政府は国民生活と日本経済を守るため、新しい経済対策「生活対策」を発表し、「生活者」を第一に位置づけ、内需主導の持続的成長を実現できるよう経済の構造転換を進めています。

愛知県の平成 21 年度県税見通しは、輸出企業などが業績悪化にさらされており、県税の4割を超える法人二税(法人事業税、法人県民税)の大幅な減収が見込まれるとの厳しい試算をしております。こうした状況を踏まえ、本市の財政状況についても大変厳しいものがあります。

これまで行政サービスを維持するため、貯金にあたります財政調整基金を取り崩してまいりましたが、これにも限界があります。

しかし、小中学校を始めとする耐震工事など緊急を要する課題等に的確に対応していく必要があり、平成 25 年度までに達成を図る公共施設の耐震化率 100%のための事業費は 35 億円と見込まれ、一般財源で6億円、補助金で 10 億円、残り 19 億円を市債で賄わなければなりません。

市債による借り入れは、世代間にわたる経費負担の公平として投資的事業には欠かせませんが、過度の借り入れは将来に過重な負担を強いることにもなり、健全な財政運営を損ないます。

また、金利変動等のリスクを負うことにより金利が増える場合は、市民サービスの水準

がさらに低下する可能性もあり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 観点からも、将来負担率の増加は好ましくありません。

こうしたことを防止するため、徹底した自助努力を行うことを前提にしつつ、必要な資金を安定的に確保するための方策を検討すべきであり、常に基金残高確保を行うことにより、金融市場からの信任を得つつ、確実で規律ある財政運営を図る必要があります。

今後の景気動向いかんによっては、当初に見込んだ歳入予定額を確保できないということも懸念されております。

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や経済の構造的な変化、環境問題など困難な課題への対応も待ったなしの状況にあり、このことを次世代へ先送りをすることは許されるものではありません。

このような状況下ではありますが、安心・安全を柱とした福祉、教育、環境などの施策に対する市民の関心は高く、これらのニーズに的確にこたえるため、本年度はピンチをチャンスに変えるべく、より一層の「行財政改革」に取り組み、財源確保と経費削減に努めていくことが、本市にとって緊急かつ最大の課題であります。

団塊世代の職員の大量退職がまさに始まっている中、職員採用抑制による知識及び技術継承などや、人手不足が課題となっております。

これらの課題の解決を増員に頼ることなく、発想の転換として仕事のオーバーフローへのワークシェアリングや、部、課を超えた業務支援体制についても積極的に取り組みます。

集中改革プランで明示した職員数より延べ 16 人の削減を、これまでにしてまいりました。 さらには、平成 21 年度の職員総数を 10 人以上の減員をして、総数は 530 人台とします。 今後の採用につきましても十分精査の上、採用を抑制し、削減をしてまいります。

そして、集中改革プランの目標である平成 27 年度 491 人体制を可能な限り前倒しをして、達成してまいる決意であります。

また、危機意識の徹底と改革への第一歩として、私を始め副市長、教育長の給与を 10%カットや、主幹以上の管理職手当の 10%カットも行い、組織の活性化や思考改革の 推進に努めてまいります。

先の見えにくい状況ではありますが、平成 21 年度予算編成にあたりましては、既成概念から脱却をして、すべての制度、政策、事業を総点検して絞り込み、厳選した事業を策定するため、現状維持は「恥」、改善改革は「誇り」を基本方針に、財政健全化、新施策の展開を第一に予算配分を行いました。

緊縮財政の中、具体的には市民の生命や財産を守る安全・安心の分野と少子高齢化、 教育に配慮するとともに、将来、本市発展の礎になるものに対しては、可能な限り配分を 行いました。

本年度におきましても、第4次豊明市総合計画が目指す「人・自然・文化ほほえむ安心都市」を実現するため、各施策を積極的に推進してまいります。

以上の方針に基づき編成いたしました平成21年度予算は、

一般会計 169 億 8,200 万円

特別会計 107 億 190 万円

合 計 276 億 8,390 万円

といたしました。

平成 20 年度と比較いたしますと、一般会計においては1億 6,260 万円、0.9%減となります。

これは、喫緊の課題である小中学校及び保育園の耐震補強工事、妊産婦健診受診回数の増加、熊野豊明線改良事業費などの増加があるものの、消防署南部出張所の完了 や事業の見直しなど、経費の削減による減額となったものであります。

特別会計では、9つの特別会計でマイナス5億8,920万円、5.2%の減となり、その主な要因は、後期高齢者医療制度の実施により、老人保健特別会計が減額となったためであります。

以上、一般、特別両会計を合わせますと、マイナス7億 5,180 万円、2.6%減となります。 以下、予算案の主要な施策について、順次ご説明を申し上げます。

まず、歳入のご説明をさせていただきます。

本市の自主財源の根幹をなします市税収入でありますが、景気後退の動向など推測可能な要素を見込み、個人市民税は個人所得の減少により1億3,670万円余の減、法人市民税につきましては5,040万円余の減となり、市税全体で前年比3.2%減の3億3,480万円余の減額、100億8,160万円余となりました。

また、景気の著しい後退のため、株式市況の低迷や、自動車購入を始めとする個人消費の落ち込みを考慮の上、平成20年度決算見込みを勘案をし、自動車取得税交付金を始めとする関連4項目について、合わせて前年比1億7,440万円余の減額といたしました。

普通交付税につきましては、平成 20 年度同様不交付とし、特別交付税は前年度の決算 見込みを勘案をし、1億 5,000 万円といたしました。

国庫支出金につきましては、民生費の国庫補助金や教育費の国庫補助金の増を見込み、13億7,470万円余としました。

繰入金は、基金残高が僅少ではありますが、予算編成のため歳入不足を補うべく、財政調整基金より3億7,000万円、その他の基金からは、設置目的に従いまして1億8,070万円余を繰り入れいたしました。

市債につきましては、臨時財政対策債6億9,000万円、学校施設改修事業債3億9,550万円、消防施設整備事業債1,790万円などを計上し、11億5,710万円となりました。

歳出の状況につきましては、第4次総合計画の施策の大綱により順次ご説明を申し上げます。

1. 安全・安心で、うるおいのあるまちづくり

(1)環境保全

沓掛堆肥センターでは、市内 8,000 世帯の皆様にご協力をいただき、生ごみの収集も順調に進んでおり、とよあけEco堆肥の販売も軌道に乗ってまいりました。本年度は、この堆肥を使用して栽培された農産物をブランド化し販売する事業に取り組んでまいります。

また、レジ袋の有料化により、今後もマイバッグを推進し、ごみの減量に努めるとともに、 廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化の推進により、天然資源の消費抑制と環境負荷を 減らす循環型社会への取り組みを進めてまいります。

(2)水と緑の環境づくり

美しい景観を守る維持管理に努め、地域に親しまれる公園づくりを進めてまいります。

今年度は、山ノ神公園を住民参加のパートナーシップにより改修をします。地域の特性を活かし、ふだんは運動や憩いの場である公園を、地震等の災害時には防災型公園として利用に配慮した環境に整備をします。

また、大原公園の整備につきましては、用地購入及び調査設計を行い、公園整備に着手する予定であります。

沓掛浄化センターにつきましては、引き続き改修を行い、施設の機能を維持し、能力の 向上を図ってまいります。

さらに、合併処理浄化槽の設置の促進を行い、公衆衛生の向上や河川の水質保全に努めてまいります。

(3)生活安全•安心

東海地震などの大規模地震の対策として、引き続き保育園、小中学校の耐震化を進めてまいります。本年度は、西部保育園及び沓掛小学校、栄中学校など市内7つの小中学校の校舎や屋内運動場の工事を行います。

また、家屋倒壊等による被害の軽減を図るため、引き続き木造住宅への耐震改修に対し助成を行います。備蓄倉庫には、避難時の生活維持に必要な非常食や資機材、生活必需品の備蓄に努めてまいります。

本年4月より消防署南部出張所が開設をします。出張所による消防体制の強化により、 市内全域の緊急車両6分以内到着体制を実現させることができます。

また、高規格救急自動車の更新を行います。救急救命処置を行うことのできる装置を搭載しており、救急出動の際、迅速かつ効果的な救命活動を行うことができます。

救急業務につきましては、救急救命士を養成し救命率の向上を図り、さらには市民に対する普通救急講習会の開催などにより、心肺蘇生法や応急手当ての普及啓発を推進してまいります。

また、自動体外式除細動器(AED)を、本年度は市役所分庁舎へ設置します。

自主防災組織 121 団体の連携を図り、体制の充実、強化を目的に連合会が発足しますので、この連合会活動に対し積極的に支援を行ってまいります。

地域の防犯対策につきましては、継続した啓発活動を行い、警察や自主防犯団体とも 連携を図りながら、地域全体で見守り活動の輪を広げてまいります。

また、防犯パトロールや防犯・交通安全教室を実施して、市民の地域防犯に対する知識 や意識を高めてまいります。

子どもの安全を守る取り組みとしては、試験的に学校施設内に防犯監視カメラを設置します。不審者の侵入対策を行い、安心して学べる環境を整えてまいります。

2. 健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり

(1)健康

胎児の発育状態や母親の健康状態把握等のため、妊娠中に実施されている妊婦健診 無料回数を、県内外の医療機関を問わず5回から14回に増やし、子育て世代の経済的な 負担の軽減を図り、出産の安全を支援します。

生活習慣病の抑制を目指し、健康診査、保健指導及び各種がん検診を実施してまいります。

(2)社会福祉

子育て支援としましては、青い鳥保育園内に市内で3カ所目の地域子育て支援センター 事業を実施いたします。

また、病児・病後児の預かり保育を援助し、安心して働ける環境を支援します。

子どもたちが健やかに成長をし安心して過ごせる環境整備のため、西部保育園の改修 工事を行い、よりよい保育環境の向上に努めてまいります。

福祉のまちづくりとして、前年度に引き続き行政と住民参加により、地域福祉の指針となる豊明市地域福祉計画を策定し、子どもから高齢者までの各個別計画で示される行政サービスに加え、地域力によって各種の福祉課題を解決していくことを目指します。

(3)社会保障

子どもの医療としましては、昨年に引き続き、小学校3年生までの入通院を、中学校3年 生までは入院の医療費を助成し、子育て世代の経済的な負担を軽減してまいります。

3. いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり

(1)道路•交通

熊野豊明線改良事業につきましては、平成23年度供用開始を目指して進めてまいります。本市と名古屋市を結ぶこの道路は、広域避難所及び物資配送拠点となっている中京競馬場へ通じており、整備することにより名古屋市へのアクセスがよくなることはもとより、災害時の迅速な避難及び物資の輸送を図り、幹線道路ネットワーク化を促進してまいります。

区長要望工事につきましては、管理者施工分とあわせて対応してまいります。

また、道路や河川、排水路などは、市民が安全に生活できるよう維持管理に努めるとともに、地域の協力をいただき、県などの関係機関と連携を密にし、迅速に対応してまいります。

交通安全施設につきましては、歩道やガードレール、道路反射鏡などの整備を進め、交通事故のない安全・安心なまちを目指してまいります。

(2)市街化•住宅

本市は、自然豊かな名古屋市近郊の住宅都市として健全に発展してまいりました。質の高い都市基盤整備が求められており、豊明市総合計画、都市マスタープランをもとに住む人によりよい住環境を提供できるよう、魅力あるまちづくりを計画的に進めてまいります。

(3)産業振興

各地域の立地条件を活かした農業展開により生産性の向上を図り、すぐれた農業構造確立のため、引き続き整備、支援を進めてまいります。

切山西土地改良事業につきましては、農業経営の合理化と生産機能の充実を図り、経 営の安定化を目的に引き続き助成してまいります。

本市のすぐれた歴史的・文化的な観光スポットを幅広くPRし、特色ある観光振興を目指してまいります。

ひまわりバスにつきましては、引き続き毎日運行を行い、交通手段のない高齢者を始めとした住民の足を確保するため、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

(4)消費生活・勤労者

複雑・多様化する消費生活トラブルの未然防止を図り、市民の安心した消費生活を確保するため、消費生活相談窓口を引き続き開設します。

また、厳しい雇用情勢の中、若者就業相談、労働相談を引き続き行い、相談員による適切な助言や情報提供により市民の就労促進を図ってまいります。

4. 個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり

(1)生涯学習の推進

すべての市民が気軽に学び、心豊かな生活を送ることができますよう生涯学習の充実を 図り、各世代に応じた多彩な講座や教室を開催してまいります。

図書館につきましては、図書や資料、外国語版図書などのさらなる充実を図り、多くの市民に心地よい読書空間を提供できるよう努めてまいります。

文化会館につきましては、文化芸術活動を基本とした中で、市民フェスティバル、児童合唱団などの幅広い年齢層を対象とした自主事業を実施するとともに、市民ボランティア(文化の風)の育成に努め、市民の文化活動への積極的な参加を推進してまいります。

次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、スポーツクラブや文化系ジュニアクラブを引き続き支援してまいります。

(2) 生涯スポーツ・スポーツ振興

市民が、いつでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ教室や各種大会を開催し、生涯スポーツを通じた体力増強や健康づくりを推進してまいります。

各種スポーツ施設につきましては、引き続き安全に利用できるよう改修整備に努めてま

いります。

(3)学校教育

学校の施設や設備につきましては、豊明中学校や栄中学校の保健室にエアコンを設置するなど、児童生徒が快適な学校生活を送ることができるよう、計画的に整備をしてまいります。

障害のある児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、適切な教育を受けることができるよう、特別支援教育支援員を増員して、すべての小中学校に配置をします。

また、ポルトガル語の通訳を増員し、外国人児童生徒の言葉の問題を取り除き、学習環境を整えてまいります。

5. 市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり

(1)参加と協働

昨年から市民参加型にリニューアルした豊明秋まつりを、多くの市民が集い交流し、地域に愛着が持てる元気なまちづくりを推進するため実施してまいります。

未曾有の経済不況の中、社会問題化している多重債務者問題に対し、司法書士による 無料相談会を月1回継続して実施してまいります。

また、広報紙につきましては、見やすく・読みやすく・親しみやすくをモットーに編集をし、ホームページ及び広報番組「情報ボックスとよあけ」につきましても、引き続き充実した内容を提供できるように努めてまいります。

市民の皆様からは、市長へのEメールなどにより、多くのご提言をいただいております。 これらの貴重な意見を市政に反映させてまいります。

(2)国際交流

急増する外国籍市民に、各公共施設の活用方法や避難場所を周知するため、市内案内事業を実施いたします。

なお、友好都市であるオーストラリア シェパトン市との職員交流を継続し、海外の行政制度を学ぶとともに、その手法を活用してまいります。

6. 効率的で顧客志向の行政経営

(1)行政経営

世界的な景気後退による本市歳入への影響と、少子高齢化による義務的経費などにより、歳入歳出における財政の硬直化は、大変厳しい状況にあります。

こうした中、第5次行政改革の間断なき実行と、財政の健全化を推し進めるため、本年度は、全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、一層の「行財政改革」に取り組んでまいります。

また、情報通信技術の発展で、インターネットや携帯電話が市民生活に深く浸透し、情報を取り巻く環境は目まぐるしく変化をしています。この変化に対応した、情報化推進計画後期分を作成し、市民の利便性向上や行政の効率的な運営に努めてまいります。

結びとなりますが、将来に向け、持続的安定的な行財政運営が可能な体質にするため、これまでにも増して行財政改革に取り組み、「公共性」と「企業性」の両立を図りながら、効率的・安定的な行財政運営に努めてまいります。

経済危機に端を発した問題は、日本だけの問題ではなく、世界中すべての国に共通する問題であります。危機を危機としておびえるものではありません。その気になれば、やることは幾らでもあります。危機が社会や人を鍛え、新たな未来開発や経営手法を生み出すチャンスとなり得るポジティブシンキングということも言えます。

私が学んだ経営理念として、企業とは社会にどれだけ貢献できるかとともに、常に力の強いもの、賢いものが生き残るものではなく、あらゆる変化に対応しチャンスをつかみ、それに積極果敢にチャレンジし、そしてチェンジしていく姿勢だと思います。まさに新しい時代に挑戦する勇気こそ発展の原動力だと思います。

現在、行政に対し変化への対応力が問われる時代であり、こうした困難な時代こそ、まさ に思考改革が重要と考えております。

平成 21 年度は、あらゆる分野で過去に経験したことのない大きな試練が予測されます。 今まで慣れ親しんできた制度や慣行と決別をし、前向きな時代の要請を柔軟に受けとめ なければなりません。

社会経済情勢が厳しさを増しつつ未曾有の困難に直面をしている中にあってこそ、本市が置かれている逆境を改革のチャンスととらえ、時代と社会の変化を的確に読み取り、生き残るのではなく勝ち残りを目指し、工夫を凝らし、新たな手法にも挑戦をし、将来にわたり「安心・安全な幸せづくりのため」の実現に向け、職員と一丸となり揺るぎない決意で取り組みますので、議員各位並びに市民の皆様におかれましても、さらなる豊明市の発展のため、ご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、平成21年度の施政方針とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

No.11 〇議長(堀田勝司議員)

以上で平成 21 年度の一般会計及び各特別会計の予算案の提案説明を終わります。 ここで、暫時休憩といたします。

午前11時3分休憩

午前11時16分再開

No.12 〇議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程5、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

初めに、議案第11号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.13 〇市長(相羽英勝君)

それでは、議案第11号 副市長の選任についてご説明を申し上げます。

本案は、現副市長 石川源一氏が本年3月31日に任期満了となりますことから、同氏を引き続き副市長として選任していただきたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

具体的には、石川源一氏は、昭和 23 年4月 27 日生まれの 60 歳で、住所は、豊明市沓掛町徳田池下 35 番地でございます。

同氏の主な経歴を申し上げますと、昭和 46 年4月に旧豊明町職員になって、消防本部総務課長、税務課長、総務部次長、経済環境部長、市民部長を経て、平成 17 年4月から助役として前市長、そして私を支えていただいております。途中、名称が副市長と変わりまして現在に至っております。

このように、石川源一氏は行政経験も豊富で、市職員はもとより、地域住民の信頼も厚く、今後の豊明市の発展と住民福祉の向上を進めていく上において、副市長として適任者であると考え、ここに提案を申し上げるものであります。

なお、同意をいただきますれば、任期は平成 21 年4月1日から平成 24 年3月 31 日までの4年間となるものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますよう切にお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

No.14 〇議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

松山廣見議員。

No.15 O12番(松山廣見議員)

議案第 11 号 石川副市長の再任議案につきまして、賛成討論を述べます。

再任でありますので、石川氏の性格、経歴、仕事ぶりなどについては省略いたしますが、ご承知のとおり、今、本市の行財政は非常に厳しい状況にあります。相羽市長も2年前に立候補を決められたときには、このような厳しい情勢になるとは想定されていなかったと思います。

そのような状況下での再任でありますので、市長の期待も大きいものと推察をしますが、

いずれにしても、ここ数年はこの厳しい情勢が継続するものと思いますので、この難局を 職員の先頭に立って市長の期待にこたえ、我々も応援していきますので、英断をもって市 民のために頑張っていただけることを確信しております。

体調には十分留意されて、職務を全うされるよう祈念し、賛成討論といたします。

No.16 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.17 O10番(杉浦光男議員)

石川副市長の行政経験、リーダー性等については、言をまちません。

私は、一つの視点から考えてみますと、行政は人が行うものであると、そしてその利益を 豊明市民という人が享受するものであるというふうに考えます。これは極めて当たり前の ことかもしれません。

そこで、石川副市長を考えるに、副市長の哲学及び人間性は、私の期待とするところであります。500 有余名の豊明の職員、有能な職員ばかりです。その職員の能力を最大限に発揮させる、リーダーとして発揮させて、豊明市民のために働いていただきたい。

私は再度申し上げますが、石川副市長の経歴等については、当然のことですので、これは省かせていただいて、本当に行政は人が行うものであって、その利益は人が受けると、そこに中心的な存在として登場していただきたいと、そういうふうに私自身は期待をし、推薦の言葉とさせていただきます。

以上です。

No.18 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

近藤郁子議員。

No.19 〇4番(近藤郁子議員)

ご指名をいただきましたので、議案第 11 号について討論させていただきます。

石川副市長の再任について、豊明市が財政困難で行財政改革をしなければならないというこの時期にあって、相羽市長の右腕として豊明市役所生え抜きであるその手腕を請われ、再任されるものであると思います。

長く市行政に携わっていらっしゃった経験は、円滑な行政運営には欠かせないものと思います。市役所職員のリーダーとしても、相羽市長の掲げられる行財政改革の実現に向けてその腕の見せどころです。

本来であれば、いわゆる定年の年になられるわけですが、同級生には堀田議長、後藤教育長もいらっしゃいます。どうぞ愛する豊明のため、負けじと頑張っていただきたいと願い、賛成討論とさせていただきます。

No.20 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

矢野清實議員。

No.21 〇18番(矢野清實議員)

それでは、議案第 11 号 副市長の選任について、私の思いを述べながら討論をいたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号の副市長の選任については、市政クラブを代表して賛成の立場で討論を行います。

石川副市長は、平成 17 年4月に助役として選任され、途中で平成 19 年4月から名称変更で副市長となられましたが、この4年間、行政管理者のナンバーツーとして、長年行政職員として培われた行政経験の中でも、特に市民生活に深くかかわる総務部次長、経済環境部長及び市民部長を歴任され、豊富な行政経験と持ち前の勤勉・実直な人柄と行動力で、今日まで堅実に職務を遂行されてきました。

石川副市長は、前回の選任後の前半約2年間は、都築前市長の補佐役として、長年の 懸案事業でありました前後駅南区画整理事業や、間米土地改良事業の工事の完了に努力をされ、豊明市の都市基盤整備に大きな功績を残されました。

また、後半の約2年間は、民間出身の相羽新市長の初体験の行政運営の指南役として相羽市長を補佐し、また相羽市長が民間企業の経営ノウハウを行政運営に取り入れられ、多少の戸惑いもあったと思いますが、ムダ・ムラ・ムリを排除し、事務の効率化の改善と、さらに一歩進めて相羽市長が市政運営の基本姿勢として示された「あきらめない、逃げない、ごまかさない」というこの「3ない改革」の実践に向けても、市長の方針を実現に努力をされてきました。

しかし、新しい改革や改善には、大なり小なり反発や抵抗はあるものであります。石川副市長も職員との板挟みで眠れぬ夜もあったことと思いますが、常に冷静沈着な状況判断と実行力で庁舎内を取りまとめてこられました。この手腕は、私ども大いに認めるところであります。相羽市長からも高く評価をされてのこのたびの再任の議案になったものと理解をいたしております。

しかし、いずれにしましてもこの先、我が国のこの経営状況は、4年や5年で復興するとは考えられない状況であります。また、回復をしたとしても、平成 20 年前半の水準に戻ることは不可能ではないかと思われます。

豊明市においても、当分の間、大変厳しい税収の落ち込みの中、財源不足は避けられ

ないのが現実であると思います。

しかし、厳しさの中にあっても、行政は常に市民の暮らしを最優先に考え、避けて通ることはできません。高齢者福祉、子育て支援、教育問題など、市民の日々の暮らしについてきめ細かい施策が求められております。

また、市民に安全で安心な住民の住みよいまちを提供することも、行政に課せられた重 大な仕事であります。

これらの目的達成のために、石川副市長のさらなる情熱と行動力をもって、市政運営で船長役の市長を助け、機関長の役割を果たされることを期待し、今議案の賛成討論といたします。

以上です。

No.22 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

No.23 O22番(伊藤 清議員)

議案第 11 号 副市長の選任について、新政会を代表して賛成の立場で討論をいたします。

石川副市長におかれましては、平成 17 年4月、助役として就任以来、1期4年間、その持てる力を十分に発揮され、職務に邁進されたことと高く評価をいたしております。

私の14年間の議員活動の中でも、特別職の再任というのは初めてのことでありますが、 特別職が1期4年間で交代していくということに対しては、メリット、デメリットがそれぞれあると思いますけれども、石川副市長におかれましては、2期目に入りましたならば、再任のメリットを最大限に生かし、再任のデメリットを最小限に抑え、500人余の職員を束ねる立場として、また相羽市長の右腕として、その能力を遺憾なく発揮され、さらなる豊明市政の発展にご尽力されることを期待しながら、賛成の討論とさせていただきます。

No.24 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

市長から発言の求めがあります。

相羽市長。

No.25 〇市長(相羽英勝君)

大変申しわけありません。今、この議案第 11 号の提案理由の説明の中で、議員の同意

が得られた場合、新副市長の任期が 21 年4月1日から 24 年3月 31 日というふうに申し上げましたが、25 年3月 31 日ということでございますので、訂正をしておわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

No.26 〇議長(堀田勝司議員)

これより採決に入ります。

議案第 11 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.27 〇議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.28 〇市長(相羽英勝君)

議案第 12 号 公平委員会委員の選任について、提案理由を説明させていただきます。 ご承知のように、公平委員会の委員三宅兵衛氏は、平成 21 年3月 31 日で任期満了となりますので、新たに豊明市大久伝町中4番地2、深谷宣夫氏、生年月日、昭和 18 年7月 11 日生まれ。

この案を提出させていただくのは、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

公平委員の三宅兵衛さんにおかれましては、3期 12 年お務めをいただいて、精力的に活動をいただきまして、心から感謝を申し上げます。任期がまいりまして、次に深谷さんを選任させていただこうと提案をさせていただくものであります。

深谷さんの略歴につきましては、別添の資料にありますように、民間企業を定年退職され、平成 17 年から大久伝区副区長、平成 19 年に大久伝区区長として市の行政に協力されておられます。その職務経験から、人格、識見ともに高潔な方で、公平無私な人柄でもございます。

ぜひ議員各位の全員のご同意をよろしくお願いを申し上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

No.29 〇議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。 村山金敏議員。

No.30 **〇21番(村山金敏議員)**

それでは、議長のお許しをいただきましたので、新政会を代表いたしまして議案第 12 号公平委員会委員の選任について、賛成の立場で討論をいたします。

深谷宣夫氏におかれましては、提案説明にもございましたが、株式会社アペックスに長年勤務されまして、主に営業部門で大府市にある大府本社や東京九段の東京本社に在籍されておりました。退職後は、大久伝区の副区長、区長を歴任され、現在に至っております。

地区行政にも手腕を発揮され、住民の安全と安心、また地区のコミュニティー活動にも 腐心され、区民からの人望も大変厚い方であります。人格、識見ともにすぐれた方であり、 また円満な性格であり、かつ公平無私な人柄であります。公平委員会委員として最適任 者であると確信しております。議員諸氏のご賛同をお願い申し上げます。

さて、三宅兵衛氏には、3期 12 年間にわたり公平委員会委員としてご活躍され、このたび退任されます。長年のご労苦に心より感謝を申し上げます。今後は、健康にご留意され、後進の指導と育成にもご尽力をいただきますようお願いし、討論とさせていただきます。

以上です。

No.31 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

平野龍司議員。

No.32 **〇2番**(平野龍司議員)

議案第 12 号 公平委員会委員の選任について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論させていただきます。

初めに、3期 12 年にわたり公平委員を務められた三宅兵衛氏におかれましては、その 労に対し厚くお礼申し上げます。

このたび、73歳ということで退任されますが、まだまだお若く、これからも市行政に長年の経験を生かしご指導いただくことをお願い申し上げます。

さて、このたび市長提案の深谷宣夫氏ですが、中学生時代の同級生でございます。クラスメイトでございます。成績も優秀で常にトップクラスで、みんなに慕われておりました。部活の野球部で3年間私と一緒で、今日までよき友人であり、仲間であります。

ジュースの自動販売機のアペックス時代は、単身赴任で全国を飛び回っておりました

が、土日には必ず自宅に戻り、家族サービスを行ってまいりました。

定年退職後は、地元に恩返しの意味で、平成 17 年度からは大久伝区副区長に始まり、 19 年度、20 年度は大久伝区長として活躍いただいております。

このように、市行政にご協力されている経験により、職務の重要性も認識され、行政についてのご理解も深く、また、地域の住民からの信望も厚く、人と人とのつながりを特に大切にされている方であります。

本委員会の性格上、最適任者であると思います。議員各位のご賛同をお願い申し上げて、議案第 12 号の賛成討論といたします。

No.33 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.34 〇議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.35 〇市長(相羽英勝君)

議案第 13 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてご説明を申し上げます。

このたび、固定資産評価委員を務めていただいております細川清延氏が任期満了ということになりますので、再任をお願いするものでございます。

記といたしまして、住所は、豊明市沓掛町上高根 139 番地、氏名は細川清延、生年月日 は昭和 15 年4月 19 日生まれでございます。

この案を提出させていただきますのは、地方税法第 423 条第3項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからでございます。

細川さんの経歴につきましては、別添の資料にありますように、平成6年から既に5期 15年にわたりお務めをいただいております。

公平無私な方で、性格は純朴で正義感が強いといった方でございます。また、東沓掛区の区長さんや保護司さんなどを歴任され、皆さんにもご存じの方が多いことと思います。

細川さんを引き続き固定資産評価審査委員会委員として再任をしていただきますようお

願いするものでございます。議員各位の全員のご同意をよろしくお願いを申し上げ、提案 理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

No.36 〇議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。 討論のある方は挙手を願います。

山田英明議員。

No.37 〇3番(山田英明議員)

議案第 13 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について、市政クラブを代表して 賛成の立場で討論をいたします。

細川清延氏につきましては、先ほど市長のお話にもございましたように、また皆様のお 手元にございます略歴をごらんいただいてもおわかりだと思いますが、保護司並びに固定 資産評価審査委員会委員を長期にわたり務めていただいております。

特に東沓掛区長をされ、精力的に活躍され、その地域の住民からの信望も厚く、人格高潔で豊富な識見をお持ちの方であり、高く評価いたしております。どうか皆様のご賛同をいただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第 13 号の賛成討論といたします。よろしくお願いします。

No.38 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

近藤郁子議員。

No.39 〇4番(近藤郁子議員)

議案第13号について討論させていただきます。

細川さんにおかれましては、平成6年より固定資産評価審査委員会委員をお務めいただき、さらに今回、再任されることにつきまして、沓掛地区でご一緒させていただくことも多い中、保護司という重責もお持ちで、地元で信頼されていらっしゃる様子も、その人柄も拝見させていただき、再任される理由がよくわかります。

家業の農園もご家族円満で切り盛りされており、ご家族のご理解、ご協力もいただけると 推測いたしております。長い経験をさらに生かしていただけることと確信して、賛成討論と いたします。

No.40 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第13号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.41 〇議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.42 〇市長(相羽英勝君)

議案第14号 教育委員会の委員の任命についての議案説明をさせていただきます。

初めに、現教育委員会の委員船曵愛子さんは、4年8カ月にわたり教育委員を務めていただきまして、このご労苦に対し心から厚くお礼と感謝を申し上げる次第であります。

このたび、諸般のご事情によりまして平成 21 年3月 31 日をもって辞職されることとなりました。したがって、その後任に丸山千代子氏の選任をお願いするものであります。

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、議会の同意を得る必要があるからでございます。

丸山千代子さんは、昭和 22 年 12 月 16 日生まれで、住所は、豊明市二村台3丁目5番地でございます。

同氏のご経歴につきましては、別添の資料にございますとおりでございます。

保育園に就職をされ、あるいは保育園の保護者会長を務められ、幼児にかかわることに 長年携わってこられました。また、文化活動においても、文化会館の演劇同好会の代表と して活躍もされておられます。

教育委員会は、教育行政や学校運営が教員など教育の専門家だけの判断に偏ることのないよう、教育の専門家でない委員を通じて、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度でありますことから、丸山氏は人格、識見いずれも豊かであり、幅広い経験者であることから、教育委員会委員として適任であると考え、提案をさせていただきます。任命に関し、議員各位の全員のご賛同を切にお願いするものであります。

なお、任期に関しましては、船曵委員の残任期間を務めていただくことになりますので、 申し添えさせていただきます。

提案理由を説明させていただきました。どうもありがとうございます。

No.43 〇議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。 討論のある方は挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.44 O7番(石橋敏明議員)

議案第 14 号 教育委員会の委員の任命について、市政クラブを代表して賛成の立場で 討論をさせていただきます。

今回、退任されます船曵愛子さんにおかれましては、4年8カ月、2期目の前半ではありますが、女性委員として誠実に取り組んでいただき、本当にありがとうございました。急遽家庭の事情でとのことで、残念です。お体を大切にされ、今後のご活躍をお祈りいたします。

さて、このたび委員に選任されております丸山千代子さんにおかれましては、私もよく存 じております。経歴書にもありますように、数々の経験を持ち、責任ある立場をも歴任され ております。社会経済状況の激動の中、教育委員として社会の常識や住民ニーズなどを 幅広く施策に反映させていただき、目的達成に長年の経験や能力を生かしていただき、大 きな期待を持ってこの選任同意案件に賛成といたします。

No.45 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.46 〇議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

日程6、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第26号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.47 〇総務部長(山本末富君)

議案第26号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,055 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 176 億 9,261 万 3,000 円とするものでございます。

今回の補正予算(第4号)につきましては、定額給付金と子育て応援特別手当の事務費のみの部分に分けまして、できるだけ給付事業が早くスタートできるために先行してご審議をお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、8ページをごらんになってください。事業欄のほうでご説明を申し上げます。

定額給付金給付事業としましては、総額3,886万8,000円で、主なものといたしましては、職員の超過勤務手当が268万8,000円、チラシなどの印刷製本費が118万2,000円、郵便、電話などの通信運搬費が1,514万1,000円、口座振込手数料などが305万3,000円、定額給付金システム導入など電算関係委託料が616万2,000円、受付窓口や通訳など業務委託料が989万3,000円でございます。

次に、子育て応援特別手当支給事業につきましてご説明を申し上げます。

職員の超過勤務手当が65万6,000円、案内通知や決定通知など通信運搬費が25万2,000円、口座振込の手数料が12万6,000円、電算関係事務費の63万6,000円は、封筒やチラシなどプリント処理料などの事務的な委託料でございます。

なお、今回の補正の財源はすべて国庫補助金であり、一般財源は入っておりません。 それでは、歳入のほうをご説明申し上げますので、5ページ、6ページをお願いいたしま す。

歳入ですけれども、子育て応援特別手当支給事務費も定額給付金事務費も、それぞれ 上限となります目安額が定められており、その数字で歳出の予算額が計上されており、歳 出と同額が国庫補助金として交付されるものでございます。

子育て応援特別手当支給事務費補助金が 169 万円、定額給付金給付事務費補助金が 3,886 万 8,000 円でございます。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございますけども、今回の定額給付金給付事業も子育て応援特別手当支給事業も、年度内に終了することはできず、21 年度までかかりますので、繰り越しをするものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

No.48 〇議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。 質疑のある方は挙手を願います。 山盛左千江議員。

No.49 O15番(山盛左千江議員)

では、まず定額給付金の申請書の送付に関係することについて質問をいたします。まず、給付までのスケジュールについてご説明をいただきたいと思います。

それから、給付対象者は全市民というか、世帯になるわけですけれども、特にひとり暮ら しの方など、入院や施設の入所、あるいは転居をしている方もおいでになるかと思いま す。

こうしたさまざまな理由から、給付の申請書を受け取ることができない方が多数いらっしゃるのではないかということが予想されます。そうした場合に対する対応はどのようにしていかれるのか、この点についてもご説明をいただきたいと思います。

それから、今の質問に関連するんですけれども、住民票がない方、それから外国人の方たち、それからあえて住所を伏せていらっしゃるDV被害者の方などへの送付は、どのようにしていかれるのか、この点についてもご説明をいただきたいと思います。

それから、今回の定額給付金について一番心配されるのは、振り込め詐欺の問題であります。もう既に本市のホームページなどにおいても、そういったことに対する注意の喚起はされているわけですけれども、いろいろなことが心配されます。この振り込め詐欺対策についてどのような策をお持ちなのか、この点についてもご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

No.50 〇議長(堀田勝司議員)

答弁願います。

宮田企画部長。

No.51 〇企画部長(宮田恒治君)

それではまず、定額給付金に関してのスケジュールをお知らせしたいと思います。 スケジュールにつきましては、今年度内を目途にして、住民の方に発送の通知をしたい と考えております。

そして、4月に入りましたら申請を受け付けし、給付の振り込みについては5月の連休前後になるかと思います。

それから2点目ですが、ひとり暮らしとか、申請書が受け取れなかった方についてはということですけれども、そういった方は、市が持っている情報を頼りに、もし申請書が届かなかった場合は、こちらで極力送付するよう努力をしていきたいと思います。

それから、外国人の方についても、外国語の案内チラシを用意して定額給付金のPRに 努めていきたいと思います。

それから、DVの被害者につきましては、また市の持っている情報がありましたら、そういった方がわかっておりましたら対処していきたいと思います。

それから、振り込め詐欺の問題についても、こうしたことが起こらないよう十分注意喚起をし、チラシの中でも案内の中でもPRをしていきたいと考えております。 以上で終わります。

No.52 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。 山盛左千江議員。

No.53 〇15番(山盛左千江議員)

給付の案内は届いたけれども、いつまでたってもその給付の申請がない場合については、どのようにされるのでしょうか。

辞退の意思表示はどのように受けられるかということも聞きたいですし、それから、受け取りたくないということで何の意思表示もない方、あるいはよくわからなくて放置したままと、いろんなケースが考えられるかと思いますけれども、受け取れない人に対しては、いろんな情報を頼りにして再送付するということですけれども、受け取ったけれども、それに対して何の返事もない人に対しては、市はどのようにしていかれるのでしょうか。

また、そういった件数はどのくらいあるというふうに見込んでの今回の予算計上なのかについても、試算の中でつかんでいらっしゃる数字があれば教えていただきたいと思います。

それから、振り込め詐欺ですけれども、チラシ等においてということですけれども、チラシで喚起したり広報するだけで十分なのか、大変心配しておりますけれども、例えば警察だとかいろんな機関の協力なども考えていらっしゃるのか。

さらに、もし被害が出た場合、当市としてはどのような対策を考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

No.54 〇議長(堀田勝司議員)

答弁願います。

宮田企画部長。

No.55 〇企画部長(宮田恒治君)

まず、申請書が届いたかどうかという確認の方法ですけれども、発送の時期に合わせまして、市からこうした定額給付に関して発送しましたというお知らせをまずいたします。そして、この申請の期間は長期にわたっていきますので、途中に1回、そしてまた直前には、まだ返事がない方、世帯に対しまして、また再度案内をする予定でいます。

それから、辞退者の方については、申請書の中に辞退するかどうか本人に聞く欄もあり

ますので、そのような申請書にしたいと考えております。

それから、受け取ったけれども記入ができないとか、いろんな方もおみえになると思いますが、そのような方については、代理申請等もできますので、あるいはまた民生委員さんの協力をいただくこともあるかもしれませんが、そのような代理申請を認めていきたいと思います。

それから、戻らない件数については、ちょっと現在、どれぐらいあるか、実際この事務事業が始まってみないとちょっとわからない部分でもあります。

以上で終わります。

No.56 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.57 O14番(榊原杏子議員)

先ほどの説明の中でも、事務費について国が上限の目安額を設定しているということで、その範囲内で予算化をされたということですけれども、これについてオーバーをした場合はどうなるのか。

つまり、先ほどもあったように、きめ細かく対応していくと、いろいろ時間がかかったり手間がかかったりということが想定されるわけですけれども、相談や再送付などの手間が余計にかかって予算をオーバーした場合にはどうなるのか、国に対してオーバーしたということで請求できるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、子育て応援特別手当のほうについては、予算額も少ないわけですけれども、 対象が少ないのはわかりますけれども、対象についてとてもややこしいことになっていて、 ぱっと一回聞いただけではわからないような感じもありますので、大変周知や問い合わせ への対応が問われることになると思いますけれども、予算が十分でしょうかということをま ずお聞きしたいと思います。

それから、先ほど辞退という話もありましたが、辞退の欄があるということですけれども、この拒否をされた方、受取拒否をされた方の給付金というのは、どのようになっていくのか。マスコミの調査等では、数パーセントから最大で2割辞退があるみたいな予測のデータもあるようですけれども、これはどうなっていくのかということ。

それから、これを契機にというか、一緒に寄附を募る自治体というのがたくさん出てきていますが、当市においては、寄附の案内を同封されるとか、そういった検討をされていますでしょうか。お願いします。

No.58 〇議長(堀田勝司議員)

答弁願います。

宮田企画部長。

No.59 〇企画部長(宮田恒治君)

まず予算の上限ですけれども、これは国から示された目安の額の大体上限額目いっぱいで組んでおりますが、もしこれをオーバーしたらどうかという、国から新たに補助が来るかどうかということは、ちょっとまだ現段階では国から明確な指示が来ておりませんので、この予算の中で何とか執行していきたいと考えています。

それから、拒否された方の給付金はどうなるかということですけれども、全額事務費も給付金も国費で賄われていきますので、そこで残された分、事務費も給付金も残された分については、全部また国費へお返しすることになっていきます。

それから、寄附についてのPRをしてはどうかというお話でしたけれども、給付金の目的は、生活の支援と、それから地域の活性、経済活性に資するために給付される事業であります。

つまり、この給付金は消費されるのが目的でありますので、寄附に使われる、寄附に利用されるということは目的外となっていきますので、そうしたことを市としてあえてPRすることは差し控えたいと考えております。

以上で終わります。

No.60 〇議長(堀田勝司議員)

濵嶌健康福祉部長。

No.61 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

子育て手当の関係で1点ご質問がございましたので、お答えをいたします。

周知方法ということで、ややこしいということで、予算は十分かというご質問だと思います。この子育て応援特別手当につきましては、現在行っております児童手当と同じ人が対象となりますので、そうした部分では、周知方法につきましてはいいのではないかなというふうに私どものほうは見ております。

それから、予算関係につきましては、国の上限に近い数字を計上しておりますので、この金額で事務執行を行ってまいりたいと、このように考えております。

終わります。

No.62 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

榊原議員に申し上げます。

質疑の範囲を超えないように注意してください。

No.63 O14番(榊原杏子議員)

はい。

子育て応援特別手当の支給事務に関してお聞きをしますけれども、この予算で十分かと申しましたのは、給付金のほうと一緒に案内を送られるということを聞いておりますので、まずこちら側がピックアップして送った人にしか、この案内が目に届かないということがあります。総務省の発表しているQ&Aの中にも、学校の寄宿舎等に住民票を第1子が移している場合などで、これは給付をするべきだというようなことが書かれておりまして、そういうことは本人から言っていただかないと、こちらからのピックアップでは漏れてくる可能性があるわけです。

先ほどの給付金全体のことも同じですけれども、外国人ですとか住民票転居の関係とかで、いろいろややこしいケースも出てくると思うんですけれども、これがまず案内が行かないと、この制度自体が給付金に比べてはやや周知がされていないものですから、漏れが出やすいところだと思うんですけれども、こういうところはどういうふうにきめ細かく対応していかれるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、寄附を募る自治体に関しては、この給付金と一緒にやるということをいち早く 川崎市…。

No.64 〇議長(堀田勝司議員)

榊原議員に申し上げます。

質疑の範囲を超えておりますので、注意してください。

No.65 **〇14番(榊原杏子議員)**

はい。

給付金の給付事務の中で、それをされる自治体が続々と出てきているわけですので、お聞きをするんですけれども、給付金の目的が、生活の支援とか消費が目的ということをおっしゃいましたけれども、総務省の見解としても、住民の意思に基づいて地域のために使われるのであれば、それはそれで一つの考え方だというふうに理解を示しているわけですが、この給付事務を契機として、この案内を同封されるなどの検討を今後されますでしょうか、お聞きいたします。

No.66 〇議長(堀田勝司議員)

答弁願います。

濵嶌健康福祉部長。

No.67 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

先ほども児童手当の関係で申し上げました。児童手当をベースにリストを作成する予定でございますので、もし万が一漏れ等々発生があった場合ですが、PTチームの間で協議、検討していくと、このような体制になろうかと思います。

終わります。

No.68 〇議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.69 〇企画部長(宮田恒治君)

定額給付金の中で寄附についてのお知らせをするということは、市民の方の中にも寄附ができないという方もおみえになると思います。法律にも抵触するおそれがあるPRになっていきますので、この点については簡単なPRでは済まされない問題かと思います。

寄附のPRに係る、目的外に係る経費については、この定額給付金の補助金の中では 見てくれないということもありますので、こうした寄附のPRについては現在、考えておりま せん。

以上で終わります。

No.70 **〇議長**(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

山盛議員にも申し上げます。

質疑の範囲を超えないように注意してください。

No.71 **〇15番(山盛左千江議員)**

超えていましたか、今までの質問で。

No.72 〇議長(堀田勝司議員)

先ほども超えていました。

No.73 **〇15番(山盛左千江議員)**

そうですか。

今回の補正予算の中で通信運搬費、1,500万ほど計上されているわけですけれども、先ほどの質疑の中で、再送付などについて何人分かとか何回分かというのはわからないと、

そういったことは予算化してないということだったんですけれども、そうしますと、先ほどの 説明からいくと、受け取ることができない人とか、住所がわからなかった人には、何度も出 さなくちゃいけない。あるいは、場合によっては訪問なども必要だということになってくるん ですけれども、そうすると、今、上限を計上しているものですから、さらに想定以外にそういった事務に経費がかかった場合は、今の計上を超えてしまう、国の目安を超えてしまう心 配が出てくるんですけれど、そこでもう一度お伺いいたします。

通信運搬費に対しては対象世帯に何割増しで計上をされたのか、件数についてご説明をいただきたいと思います。

それから、振り込め詐欺の質問に対してですが、チラシとか、案内を2回出すというようなことをおっしゃいましたが、ほかの機関との連携や協力などは考えていらっしゃいますかということについて答弁がございませんでしたので、それをお願いいたします。

また、被害が出た場合の対応についてもご答弁がなかったように思いますので、再度お願いいたします。

No.74 〇議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.75 〇企画部長(宮田恒治君)

振り込め詐欺等のそのような事実がありましたら、これはもう当然、警察のほうにも通報 していきたいと思います。

それから、再案内して戻ってきた場合の再送付料については、この予算上では5%ほど 見込んでおります。

以上で終わります。

No.76 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.77 〇議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第26号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 26 号については、豊明市議会会議規則第 37 条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.78 〇議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.79 〇議長(堀田勝司議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

松山廣見議員。

No.80 O12番(松山廣見議員)

議長のお許しをいただきましたので、議案第26号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について、公明党市議団を代表して賛成討論をいたします。

100年に一度と言われる未曾有の経済危機の中、景気の冷え込み、雇用の急激な悪化の中で庶民の皆様は苦しんでいます。非常時には非常時の対策を講じなければなりません。あれかこれかではなく、あれもこれも打てる手はすべて打っていく、そして景気を浮上させ、国民の苦しみと不安を取り除き、希望と安心をもたらすことこそが政治の責任であります。

今回の豊明市補正予算(第4号)に上がっております定額給付金は、2つの効果があります。1つは、物価高のあおりを受ける生活を支援すること。もう1つは、定額給付金をきっかけに個人消費を喚起し、景気を下支えしていくことです。

定額給付金は、もともと定額減税から出発しました。最終的に減税の恩恵を受けない課税最低限以下の方も給付対象とし、公平に行き渡らせることができるように定額給付金としたものです。不況や経済危機のときに減税を行うことは、経済学のイロハのイであり、正しい政策です。定額給付金は減税方法の中でも最も公平で即効性があります。

日本では、野党の政略に満ちた反対や、マスコミの偏った報道により、ばらまきイメージを強調していますが、既にフランスやイギリスでも、アメリカのオバマ大統領も日本の定額給付金と同じ考え方の給付つき税額控除提案を導入しており、世界的な潮流になっております。しかも、オーストラリアや台湾では、日本と同じ全額給付方式で実施しているのです。

子育て応援特別手当に関しても、景気対策、内需拡大につながるものであり、児童手当の乳幼児加算に漏れた第2子以降の3歳から5歳児を育てるお母さん方への朗報であります。

豊明市民の皆様は、一日も早い支給を待ち望んでおります。国会で成立しても、市議会で否決されれば支給されません。また、関連法案成立後、速やかに実施するため準備を進められるよう、本補正に賛成するものです。

No.81 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.82 〇15番(山盛左千江議員)

定額給付金並びに子育て応援特別手当の今回の事業費について、賛成の立場で討論をいたします。

が、この定額給付金については、そもそも生活支援を目的として発案されたものですけれども、その際に、生活支援ということで、所得制限を設けるというような方針が出されました。事務的にとても困難であるということも十分検討のないままこういった発言が出たことにより、各その事業を行う自治体の中から反発の声が上がってまいりました。

そういったことを受ける中で、いつの間にやら今度は、景気対策というふうに目的がすり変わってきたように感じております。というすり変わったことにより、所得制限については自治体の判断に任せるというように政府が、いわゆる責任放棄するような、そのようなことで、迷走ぶりが露呈したわけであります。

また、定額給付金については、過去の例から効果が出ないというような、そういった批判もあった中で導入されていくわけですけれども、この給付金を総理が受け取るのか、それとも辞退するのか、そういったことについても大きな話題となりました。あいまいな答弁を繰り返して、提案する総理すら判断に悩むような事業に2兆円もの予算を投じるべきではないと、選挙用のばらまきだと、そういった批判も多く聞かれたわけです。その中で国民の相当数が反対するという愚策でありました。

本制度については、賛成できるものではありませんが、国が可決され、豊明市民も含めて給付されるものをあえて反対するというのもないというふうに考え、賛成討論としたわけです。

でありますけれども、必要な方、所得の低い方とか、派遣切りで寮を追い出された方だとか、住所不定の方、そうした人たちこそ受け取りにくい状況にあります。銀行口座を原則つくらなくてはならないということもありますので、住所のない人がどうやってまず送付を受けるのか、口座をつくるのか、その辺についても大いに問題が残っております。これからまだまだ要綱もつくられて、準備を進めていかれるようではありますけれども、事業そのものにとって振り込め詐欺も含め不安の材料がたくさんあります。

必要な人にきちっとお金が届くように、またそのお金が有効に使われるように、今後、自 治体として大いに努力すべきことはたくさんあるというふうに指摘をいたしまして、賛成討 論といたします。努力を求めておきます。

以上です。

No.83 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.84 〇13番(前山美恵子議員)

賛成ではありますが、問題点を指摘させていただきます。

豊明市の定額給付金や子育て応援手当の給付の事務費の補正予算でありますが、まず大きな問題点は、この事業が効果のある事業かどうかです。世論調査では、国民の7割は評価しないと回答をしていますし、政府与党内からも批判があり、さらに経済の専門家の間でも評判の悪い事業と言えます。

また、給付に当たっての問題としては、給付されるのは基準日、今年の2月1日に住民 基本台帳に登録をされている市民と、外国人登録をされている外国人が対象です。このた め、路上生活者やネットカフェ難民、外国人登録をしていない人など、最も生活支援が必 要としながら、住民登録がないがために支給されないおそれがあります。

また、受給権者が給付対象者の属する世帯の世帯主とされているため、DV被害者への給付も困難になります。また、申請主義ですので、例えば高齢者世帯などでは、何らかの事情で申請ができない場合も考えられます。

こうした問題は、国が十分な制度設計をしないで地方に丸投げをしたため起きることです。しかも、将来は消費税の増税で定額給付金の何十倍もの税金を取り戻そうとしているのですから、景気回復には役立ちそうにもありません。

また、子育て応援特別手当の問題は、第2子以降への支給のため、同じ年齢の子どもでも支給されないし、第2子が2歳や6歳では支給されないなどの不公平となっています。

とはいっても、市民が国から給付される給付金を受け取る権利は、我が党も妨げるものではありませんので、この議案については賛成するものです。

No.85 〇議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.86 〇議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第26号の討論を終結し採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.87 〇議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。 以上で日程6を終わります。

ここで、会議の途中でありますが、昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午後零時20分休憩

午後1時30分再開

No.88 〇議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程7、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 15 号から議案第 25 号までと、議案第 27 号から議案第 35 号までの 20 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 15 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.89 〇経済建設部長(山崎 力君)

議案第15号 市道の路線認定について説明をいたします。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を認定するものでございます。

路線番号といたしまして 1650、路線名、勅使台 30 号、起点といたしまして、豊明市沓掛町小廻間 34 番地 423 地先、終点、同じく沓掛町小廻間 34 番地の 425 地先でございます。この案を提出するのは、市道として管理するために市道認定する必要があるからでございます。

場所のご説明をいたしますので、1枚はねていただいて附図のほうをお願いいたします。 附図の左から上にかかっている道路でございますが、これは大根若王子線でございまし て、二村山から勅使会館のほうへ向かう道路でございます。その上側でございますが、こ れは勅使のターゲットバードゴルフ場でございます。それから、附図と記載してありますと ころは、勅使グラウンドでございます。

この道路を挟みました勅使台の北東の一角でございますが、勅使台地区の地区計画に基づきまして宅地開発に伴い、帰属される道路でございます。延長といたしましては 128 メーター、幅6メーターの道路でございます。

終わります。

No.90 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 16 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.91 〇企画部長(宮田恒治君)

議案第 16 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について。

この案を提出しますのは、特別職の給料を減額するため必要があるからです。

内容を説明しますので、次のページをお願いいたします。

この条例は、現在の厳しい財政状況をかんがみ、市長と副市長の給与を 10 分の1、つまり1割をカットする特例を定める条例であります。

第2条の表で、割合100分の90を本条例第3条の額に乗ずるものです。

期間については、平成21年4月1日から平成23年3月31日までといたします。

附則として、この条例は平成21年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.92 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 17 号について理事者より提案理由の説明を求めます。 宮田企画部長。

No.93 〇企画部長(宮田恒治君)

議案第 17 号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例 を定める条例の制定について。

この案を提出しますのは、教育長の給料を減額するため必要があるからです。

これも内容を説明しますので、次のページをお願いします。

この条例も、現在の厳しい財政状況をかんがみ、教育長の給与を 10 分の1カットする特例を定める条例です。

第2条の表で、割合100分の90を本条例第2条の額に乗ずるものであります。

期間については、平成 21 年4月1日から平成 23 年3月 31 日までといたします。

附則として、この条例は平成21年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.94 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 18 号について理事者より提案理由の説明を求めます。 濵嶌健康福祉部長。

No.95 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

議案第18号をご説明いたします。

豊明市福祉施設建設基金条例を廃止する条例を別添のように定めるものであります。 この案を提出しますのは、豊明市福祉施設建設基金条例及び豊明市福祉基金条例の 統合を図るため、廃止をする必要があるからであります。

内容を説明いたしますので、次のページをお開きください。

豊明市福祉施設建設基金条例を廃止する。

附則といたしまして、この条例は平成 21 年4月1日から施行するものです。 終わります。

No.96 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 19 号について理事者より提案理由の説明を求めます。 山本総務部長。

No.97 〇総務部長(山本末富君)

議案第 19 号 豊明市個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。 この案を提出するのは、統計法の全部改正に伴い、同法を引用している第 53 条第1項 の適用除外の条文を改める必要があるからでございます。

それでは、内容説明を行いますので1枚はねてください。

今までの条例第 53 条第1項は、1号が指定統計、2号が届出統計、3号が統計報告調整法、4号が県統計を規定しておりますが、今回、指定統計及び届出統計調査の名称が廃止され、基幹統計調査と一般統計調査に変わりますので、これを第1号とし、次の第2号は、旧の3号の統計報告調整法が廃止されますので、旧の4号の県統計、指定都市が主体となる統計調査が2号に繰り上がるものでございます。

以上でご説明を終わります。

No.98 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 20 号について理事者より提案理由の説明を求めます。 宮田企画部長。

No.99 〇企画部長(宮田恒治君)

議案第20号 豊明市監査委員に関する条例の一部改正について。

この案を提出しますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全施行に伴い必要があるからです。

内容を説明いたします。次のページをお願いします。

地方公共団体の財政健全化に関する法律が4月1日から全施行されることに伴うこと

と、また、基金の運用状況についても審査の対象としていますので、監査委員の審査に付する書類について規定を改正するものです。

内容は、豊明市監査委員に関する条例第8条を改正をいたします。第8条は、決算審査について定めたものですが、新たに自治法第241条の第5項、これは基金運用の状況に関する規定です。それと地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項、これは健全化判断比率を審査する規定になります。及び第22条第1項、これは公営企業の資金不足比率を審査する規定で、それぞれの規定を加えたものに改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。 以上で説明を終わります。

No.100 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 21 号について理事者より提案理由の説明を求めます。 宮田企画部長。

No.101 〇企画部長(宮田恒治君)

議案第 21 号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。 この案を提出しますのは、人事院勧告に基づく勤務時間改定に伴い必要があるからであります。

内容を説明しますので、次のページをお願いします。

この条例は、人事院勧告に基づき、豊明市職員の勤務時間を8時間から7時間 45 分に改正するため、豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、豊明市職員の育児休業等に関する条例、それと豊明市職員の給与に関する条例の3つの条例改正を一括して行うものです。

1つ目の豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正では、第2条第1項は、1週間の勤務時間を定めたものであります。週40時間を週38時間45分に改めていきます。

同第3項は、短時間勤務再任用職員の1週間当たりの勤務時間を定めたもので、週 16時間から 32時間を割合により週 15時間 30分から 31時間に改めていきます。

同第4項は、任期つき短時間勤務職員の1週間あたりの勤務時間について定めたものであり、週32時間を31時間に改めていきます。

第3条第2項は、1日の勤務時間の割り振りを定めたものであり、8時間を7時間 45 分に改めていきます。

第 12 条は、年次有給休暇について定めたものですが、4月からの勤務時間の変更に合わせまして、付与期間を「年」から「年度」に改めていきます。

それから、2つ目の豊明市職員の育児休業等に関する条例の改正では、第11条は育児

休業法で定める勤務形態について、1週間の勤務時間を規定したものですが、これも一般 職の勤務時間の短縮と同じ割合で、この時間割合を短縮をしていきます。

それから、3つ目の豊明市職員の給与に関する条例の改正では、第 16 条第3項は、再任用短時間勤務者の1日の勤務時間、給与に係る規定で、第4項は1週間における規定を定めたものですが、この条例も一般職の勤務時間短縮と同じ割合で短縮をしていきます。

附則といたしまして、この条例は平成 21 年4月1日から施行いたします。 以上で説明を終わります。

No.102 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第22号について理事者より提案理由の説明を求めます。 宮田企画部長。

No.103 〇企画部長(宮田恒治君)

議案第22号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

この案を提出しますのは、委員会等の新設及び報酬額の変更に伴い必要があるからです。

改正の内容を説明しますので、次のページをお願いします。

この改正は、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬について、これを規定しています別表を改正をしていくものです。

今回の改正は、障害者地域自立支援協議会委員、学校教育ポルトガル語通訳及び衛生管理医を新たに新設をしています。

それから、障害程度区分認定審査会委員の報酬額を、審査件数によって額を変えています。

また、報酬額が1回 7,200 円の職について、「ただし、会議の時間が4時間以内の場合、5,000 円」に改めるという改正をしています。

附則といたしまして、この条例は平成 21 年4月1日から施行いたします。 以上で説明を終わります。

No.104 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第23号について理事者より提案理由の説明を求めます。 濵嶌健康福祉部長。

No.105 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

議案第23号をご説明いたします。

豊明市福祉基金条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、豊明市福祉施設建設基金条例の廃止に伴い、基金の処分条項を改める必要があるからであります。

改正の趣旨をご説明いたします。

従来、福祉のハードな部分を豊明市福祉施設建設基金で、ソフトな部分を本条例の豊明市福祉基金で運用してまいりました。先ほどの議案第 18 号で、豊明市福祉施設建設基金条例の廃止をご提案申し上げましたので、ハードな部分も本基金で運用可能にするため、条例の一部を改正するものであります。

内容の説明をいたしますので、次のページをお開きください。

第4条は、基金の処分条項であります。その第4条の全文を記載のとおり改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 21 年4月1日から施行するものです。 終わります。

No.106 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 24 号について理事者より提案理由の説明を求めます。 畑中健康福祉部次長。

No.107 〇健康福祉部次長(畑中則雄君)

それでは、議案第24号 豊明市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。 この案を提出するのは、第4期介護保険事業計画における介護保険料の改定に伴い改 正する必要があるからでございます。

内容の説明を行いますので、次のページをごらんください。

介護保険法第 129 条の規定により、保険料率を定める必要があるからでございます。 続いて、条文の説明を行います。

第3条は、保険料率を規定している条文でございますが、基準額の月額を 3,900 円とし、 所得段階を現行6段階から8段階に改めるものでございます。

第3条の各号は、介護保険法施行令第39条の規定に基づき保険料率を定めたもので、 第1号から第8号までが今回の8段階に対応をしています。

第1号は、保険料率を0.25 として、年額1万1,700円と規定するもので、生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方となります。いわゆる第1段階となります。

第2号は、保険料率を 0.45 として、年額2万 1,000 円と規定するもので、前年の合計所得と課税年金収入が 80 万円以下で、世帯全員が市町村民税非課税の方となります。第2段階となります。

第3号は、保険料率を 0.75 として、年額3万 5,100 円と規定するもので、前年の合計所得と課税年金収入が 80 万を超えて、世帯全員が市町村民税非課税の方となります。第3段階となります。

第4号は、保険料率を1として、年額4万6,800円と規定するもので、この4万6,800円が基準額となります。世帯課税であるが、本人は市町村民税非課税の方となります。いわゆる第4段階となります。

第5号は、保険料率を 1.1 として、年額5万 1,400 円と規定するもので、本人の前年の合計所得が 125 万円未満で、本人は市町村民税課税の方となります。第5段階となります。

第6号は、保険料率を1.25として、年額5万8,500円と規定するもので、本人の前年の合計所得が200万円未満で、本人は市町村民税課税の方となります。第6段階となります。

次のページ、第7号は、保険料率を1.5として、年額7万200円と規定するもので、本人の前年の合計所得が500万円未満で、本人は市町村民税課税の方となります。第7段階となります。

第8号は、保険料率を 1.75 として、年額8万 1,900 円と規定するもので、本人の前年の合計所得が 500 万円以上で、本人は市町村民税課税の方となります。第8段階となります。

附則としまして、施行期日ですが、平成21年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、前年の合計所得と課税年金収入が80万円以下で、世帯課税であるが、本人は市町村民税非課税の方の場合に、本則第3条第1項第4号に規定する保険料率の特例割合を0.9として、年額4万2,100円と規定するものでございます。これが第4段階の特例となります。

以上で説明を終わります。

No.108 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第25号について理事者より提案理由の説明を求めます。 宮田企画部長。

No.109 〇企画部長(宮田恒治君)

議案第25号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

この案を提出しますのは、地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第 290 条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため必要があるからであります。

内容を説明します。次のページをお願いします。

改正は、愛知県市町村職員退職手当組合規約の第8条を改正するものです。

第8条は、議員の報酬を定めたもので、地方自治法第203条が改正され、「議員の報酬」が「議員報酬」に改められましたので、同様の改正を行うものです。

附則といたしまして、この規約は愛知県知事の許可のあった日から施行いたします。 以上で説明を終わります。

No.110 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 27 号について理事者より提案理由の説明を求めます。 山本総務部長。

No.111 〇総務部長(山本末富君)

議案第27号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億4,618万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額 をそれぞれ175億4,642万9,000円とするものでございます。

例年、この3月の補正予算は、年度末で入札残など精算的な減額予算となっておりますので、金額の大きいものを中心にご説明をさせていただきます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、31ページをお願いいたします。

3款の民生費になりますけれども、事業欄のほうでご説明を申し上げます。

4の事業の国民健康保険特別会計繰出事業、その他国民健康保険特別会計繰出金の 2億6,175万円の増は、国保特会の歳入のうち、療養給付費等負担金が約3億7,000万円 の減額に対し、歳出の一般被保険者の医療費約1億1,000万円の減額分を差し引いた2 億6,000万円が不足するので、一般会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

7事業の介護保険特別会計繰出事業の現年度分介護給付費繰出金の 2,437 万 5,000 円の減につきましては、介護保険特別会計の余剰金を一般会計へ戻すための繰出金の 減でございます。

次は、35ページをお願いいたします。

事業欄2の児童館等管理運営事業の児童館等整備工事費の 656 万 8,000 円の減は、 沓掛小学校にできました児童クラブの入札残でございます。

次は、2の保育事業の長時間保育等業務 1,763 万 9,000 円の減は、フルパートの採用が 当初の予定よりも少なかったための減であり、1行飛んでいただいてその下、保育室の事 業委託料の 538 万 8,000 円の減は、無認可保育所の入所人員が当初の見込みよりも少な かったための減でございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

1事業の生活保護事業の生活保護費国庫負担金返還金の808万6,000円は、19年度の生活保護費の精算による国庫負担金の額の決定によるものであり、次の扶助事業の医療扶助費の3,506万9,000円の減は、県費対象入院者数の減や、ジェネリック薬品の推進などによる減でございます。

次は、39ページをお願いいたします。

事業欄の1の予防接種事業の予防接種委託料の 1,000 万円の減につきましては、日本 脳炎予防接種を控えられる方が前年に引き続いたことによるものでございます。

次は、2の各種診断事業の中の成人病診断等委託料は1,900万8,000円の減、こちらのほうは、一部有料化に伴っての受診者数の減によるものでございます。

41 ページをお願いいたします。一番上になりますけれども、東部知多衛生組合負担金事業の東部知多衛生組合負担金の 3,155 万 8,000 円の減につきましては、入札額の決定により各市町の負担額が確定をしたための減でございます。

すぐ下の清掃でございますけれども、資源ごみの回収委託料 588 万 3,000 円の減は、入 札残でございます。

次は、飛びますけれども 45 ページをお願いいたします。

下のほうの土地改良事業の地域用水環境整備事業負担金の 997 万 5,000 円の減は、 勅使池の整備事業の負担金の確定によるものでございます。

次は、47ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、農村集落家庭排水施設特別会計繰出金の 912 万 7,000 円の減につきましては、農村集落家庭排水施設特別会計の歳出減と、特別会計内の繰越金の増により、一般会計からの繰出金が減となるものでございます。

次は、51ページをお願いいたします。

3の都市計画事務事業の木造住宅耐震改修費の補助 600 万円の減、こちらのほうは当初の見込みよりも改修を行った実績が少なかったための減でございます。

次は、53ページをお願いいたします。

1の下水道事業特別会計繰出事業の下水道事業特別会計繰出金の5,949万6,000円の減につきましては、特別会計の歳出減と繰越金の増により、一般会計からの繰出金が減となったものでございます。

次は、55ページをお願いいたします。

真ん中より少し下になりますけれども、消防施設設置事業の中の消防庁舎建設工事費の 1,000 万円の減は、入札残でございます。

次は、59ページをお願いいたします。

10款の教育費に入りますけれども、1の小学校施設維持管理事業の校舎等改修工事設計委託料の900万円の減は、入札残でございます。

その下の各小学校営繕工事費の 4,100 万円の減は、耐震補強工事等の入札残でございます。

続きまして、2の小学校管理事務事業の電算関係借上料の 585 万円の減は、教育用パソコンの入札残でございます。

61ページをお願いいたします。

1の小学校校舎等建設事業の各小学校建設工事費 9,338 万 9,000 円の減は、後ほどご説明いたしますけれども、沓掛小学校の継続費の増築工事費の入札残、こちらのほうが 8,909 万 1,000 円の残と、校舎増築附帯工事の入札残、こちらのほうが 429 万 8,000 円、両方の合計額でございます。

それでは、69ページをお願いいたします。

給食センター活動事業になりますけれども、賄材料費の 625 万 8,000 円の減につきましては、学校行事による給食日数の減によるものでございます。

次は、その下になりますけれども、公債費利子償還事業の長期債利子の 1,365 万 1,000 円の増につきましては、本年度借り入れの事業債の利子の確定によるものでございます。 次は、71 ページをお願いいたします。

財政調整基金積立事業の財政調整基金積立金の6,602万9,000円の増は、今回の補正の残った部分を積み立てるものでございます。

その下の福祉施設建設基金積立金の 2,049 万 9,000 円の増は、2,000 万円は条例による積み立て、端数の 49 万 9,000 円は利息分でございます。

その下、教育施設建設及び整備資金積立金の 2,016 万 1,000 円は、2,000 万円分は条例による積み立て、端数の 16 万 1,000 円は利息分でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、2ページ、3ページをお願いいたします。

4款の配当割交付金、6款の地方消費税交付金、7款の自動車取得税交付金は、いずれも景気の後退により減額となるものでございます。

9款の地方交付税の 5,000 万円の増は、特別交付税でありますが、前年実績と本年の中間支給実績に基づく増でございます。

続いて 11 款 分担金及び負担金の減は、土地改良施設管理負担金の額の決定による ものであり、次の 13 款の国庫支出金の中の1項の国庫負担金の減は、主に生活保護費 負担金の減、2項の国庫補助金の増は、公立学校施設整備補助金の増によるものでございます。

14 款の県支出金の中、1項 県負担金の増は、主なものといたしましては、後期高齢者 医療保険基盤安定負担金の増額、2項の県補助金の減額の主なものは、木造住宅耐震 改修費の補助金の減、3項 委託金の減の主なものとしましては、住宅土地統計調査委託金の減でございます。

次は、15款 財産収入、1項の財産運用収入の増につきましては、財政調整基金を始め基金の利息が当初の見込みを上回ったためでございます。

16 款の寄附金の大幅な増につきましては、JRAからの環境整備費で、桶狭間病院前の大脇舘線の道路改良事業などの補助率が当初の見込みを上回ったためでございます。

19 款 諸収入、5項の雑入の減につきましては、給食日数の減により、学校給食の徴収金が減ったためでございます。

20 款の市債の減につきましては、主に学校施設改修事業債が減となったためでございます。

次は、7ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正につきましては、事業費の確定により変更するもの、第3表 地方債補正につきましても、事業費の確定によるものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

No.112 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第28号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.113 〇健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第28号 平成20年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) につきましてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億 9,525 万 7,000 円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ 61 億 460 万 8,000 円とするものであります。

歳出から主なものにつきましてご説明をいたしますので、8ページ、9ページをごらんください。

まず真ん中の表でありますが、2款 保険給付費であります。1項1目 一般被保険者療養給付費を1億775万6,000円、同じくその下、2目 退職被保険者等療養給付費を7,833万6,000円、ともに医療費の見込額を精査した結果、減額をするものであります。

続きまして一番下、葬祭費でありますが、180 万円の減額は、同じく執行残の 30 人分を 減額するものであります。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

一番下の表でありますが、8款2項1目 特定健康診査等事業費500万円の減額は、特定健診及び特定保健指導の委託料の執行残であります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

まず1款 国民健康保険税でありますが、補正額の合計額はゼロでありますが、内訳といたしまして、1目 一般被保険者国民健康保険税のうち医療給付費分現年課税分を2億6,970万5,000円減額いたしまして、同じくその下の後期高齢者支援金分現年課税分を同額の2億6,970万5,000円増額するものでございます。

これは、今年度より保険税の医療分と後期高齢者支援金分に分かれましたが、当初に

おきましては国からその割合が示されておりませんでしたので、今回、区分をするものであります。

同じくその下、2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、医療分から後期 高齢者支援金分を 4.870 万円区分をするものであります。

続きましてその下、2款 国庫支出金、1項1目 療養給付費等負担金を3億 2,365 万 1,000 円減額するものであります。これは、歳出に計上いたしました医療費の減額に伴う分と、制度改正に伴います減額分であります。

続きましてその下、3款1項1目 療養給付費交付金 7,833 万 6,000 円の減額も、歳出に計上いたしました退職被保険者の医療費の減額に伴い、同額を減額するものであります。

続きまして6ページ、7ページをごらんください。

上の表でありますが、5款2項2目 県の財政調整交付金を5,327万円減額するものであります。これも同じく、歳出に計上いたしました医療費の減額に伴う分と、制度改正による減額分であります。

続きましてその下、8款 繰入金であります。2億6,000万円の増額は、最終的に会計上不足する額を一般会計より繰り入れるものであります。

以上で説明を終わります。

No.114 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第29号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部次長。

No.115 〇経済建設部次長(三治金行君)

議案第29号 平成20年度豊明市下水道事業特別会計補正予算書(第3号)の説明をいたします。

1ページ目をお願いをいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,185 万 1,000 円を減額 いたしまして、歳入歳出それぞれ 17 億 9.173 万 4,000 円とするものでございます。

歳出のほうからご説明をいたしますので、アページ、8ページをお願いいたします。

主なものをご説明いたします。建設費の公共下水道築造事業でございますが、管渠設計等委託料 1,300 万円の減額につきましては、作業の取りやめ、また執行残でございます。

内訳につきましては、事業認可の更新によります事業認可作業業務等 990 万円につきまして、実施する時期に合わせて行うことになり取りやめといたし、残りは執行残でございます。

続きまして、公債費でございます。元金の公債費元金償還事業は、財源の振りかえでございます。

利子の公債費利子償還事業、長期債利子 885 万 1,000 円減額でありますが、繰上償還等によるものでございます。

1枚戻っていただきまして、歳入についてご説明をいたします。

繰入金の一般会計繰入金 5,949 万 6,000 円の減額につきましては、前年度よりの繰越金の確定及び歳出におきます執行残による減額によるものでございます。

次に、繰越金の前年度繰越金 3,764 万 5,000 円増額につきましては、前年度からの繰越金でありまして、全額の計上をさせていただきました。

続きまして、4ページをお願いをいたします。

第2表 繰越明許費でございます。事業名といたしまして、公共下水道築造事業、金額 3,100 万円でございます。

これにつきましては、当初発注の3月工期で完了する予定でありましたが、平成20年8月末に豪雨によりまして計画の再確認、また境川、猿渡川流域の関係市町及び愛知県等の調整期間が長期化をいたしまして、年度内完了が困難になり、繰り越しをお願いするものでございます。

説明を終わります。

No.116 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第30号について理事者より提案理由の説明を求めます。 山本総務部長。

No.117 〇総務部長(山本末富君)

議案第30号 平成20年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 15 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 915 万 6,000 円とするものでございます。

この補正につきましては、歳入のほうからご説明したほうがわかりやすいので、歳入から ご説明を申し上げます。

それでは、ページは4ページ、5ページをお願いいたします。

3款2項1目1節の預金利子の 15 万 6,000 円の増につきましては、当初の見込みよりも利子が上回ったための補正増でございます。

引き続き歳出をご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

土地開発基金繰出事業の中の土地開発基金繰出金 15 万 6,000 円の増でございますけれども、先ほど歳入のところでご説明いたしました預金利息をこちらの土地開発基金に繰

り出すものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

No.118 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第31号について理事者より提案理由の説明を求めます。 柴田市民部次長。

No.119 〇市民部次長(柴田二三夫君)

それでは、議案第31号 平成20年度豊明市墓園事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,456 万 4,000 円とするものです。

歳出からご説明させていただきます。6ページ、7ページをごらんください。

総務費、総務管理費、一般管理費、墓園管理基金積立事業、積立金を 26 万 4,000 円増額いたします。

それに伴いまして、続きまして歳入をご説明させていただきますので、4ページ、5ページ をごらんください。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の墓園管理基金利子、0.2%見込額でしたけど、0.35%に確定しましたので、26万4,000円を増額いたします。

以上で説明を終わります。

No.120 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第32号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部次長。

No.121 〇経済建設部次長(三治金行君)

議案第32号 平成20年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算書(第2号)の説明をいたします。

1ページをお願いをいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 138 万円を減額し、歳入歳出を1億3,618万9,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明をいたしますので、6ページ、7ページをお願いをいたします。

維持管理費の排水施設維持管理事業、センター管理委託料 120 万円、マンホールポンプ保守点検委託料 18 万円の減額につきましては、それぞれ執行残でございます。

1枚戻っていただきまして、歳入についてご説明をいたします。

繰入金の一般会計繰入金 912 万 7,000 円の減額につきましては、繰越金の確定及び歳出におきます執行残による減額によるものでございます。

次に、繰越金の前年度繰越金774万7,000円の増額につきましては、前年度からの繰越金でありまして、全額の計上をさせていただきました。

説明を終わります。

No.122 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第33号について理事者より提案理由の説明を求めます。 前野経済建設部次長。

No.123 〇経済建設部次長(前野宏光君)

議案第33号 平成20年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算書(第1号)の説明をします。

1ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 188 万 7,000 円を減額いたしまして、 それぞれを 5.811 万 3.000 円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから説明しますので、6ページ、7ページをごらんください。

主なものを説明いたします。有料駐車場維持管理事業、修繕料 64 万 8,000 円の減は、 執行残であります。

前後駅南地下駐車場管理室改修工事費60万円の減も、執行残でございます。

続きまして、歳入についてご説明します。1枚戻っていただきます。

第1款 使用料及び手数料の使用料、230万円の減額ですが、これは、利用者の伸びが 予想を下回ったもので、減額させていただくものであります。

第3款 繰越金 41 万 3,000 円の増額は、前年度の繰越額の確定によるものです。 終わります。

No.124 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第34号について理事者より提案理由の説明を求めます。 畑中健康福祉部次長。

No.125 〇健康福祉部次長(畑中則雄君)

議案第34号 平成20年度豊明市介護保険特別会計補正予算書(第3号)についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,827 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 9,386 万円とするものでございます。

それでは、歳出から主なものをご説明いたしますので、10、11ページをお開きください。

1款3項1目の介護認定審査会費 215 万 8,000 円の減につきましては、介護認定審査会委員報酬 100 万円の減、これは、認定審査会の開催回数が減ったための減額でございます。

電算関係借上料 115 万 8,000 円の減、これは、長期継続契約による契約残でございます。

1款3項2目の認定調査費等 193 万 6,000 円の減につきましては、認定調査員の退職、 病気等による減額分でございます。

続きまして 12、13 ページをお開きください。

2款1項1目 居宅介護サービス給付費1億2,000万円の減につきましては、12月までの 給付実績をもとに年間見込額を算出した執行残の見込額を計上したものでございます。

同じく5目の施設介護サービス給付費5,000万円の減につきましても、同上の理由による ものでございます。

同じく9目の居宅介護サービス計画給付費 2,000 万円の減につきましても、同上の理由によるものでございます。

続きまして、4款1項1目 介護予防特定高齢者施策事業費 838 万 9,000 円の減につきましては、主な減額要因といたしましては、生活機能評価検査委託料 755 万 1,000 円の減、これは、特定高齢者の候補者で当初 2,000 人の受診を見込みましたが、実際には約800 人ぐらいの実績見込みとなるためでございます。

14、15ページをお開きください。

5款1項1目の介護給付費準備基金積立金1億2,951万3,000円の増につきましては、20 年度中の保険料剰余金を準備基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、4、5ページへお戻りください。

1款1項1目 第1号被保険者保険料につきましては、説明欄を参照ください。

現年度分特別徴収保険料 4,444 万 9,000 円の増及び現年度分普通徴収保険料 1,117 万 2,000 円の増につきましては、当初見込んだ所得階層より所得階層の高い方が多かったためでございます。

あと、4ページから7ページにつきましては、給付費の歳出減、これは1億9,500万円。地域支援事業費の歳出減838万9,000円に伴います国・県支払基金の法定割合分の歳入減でありますので、説明のほうは省略させていただきます。

それでは、8ページと9ページのほうをごらんください。

6款1項1目 利子及び配当金 55 万 6,000 円の増でございますが、これは、介護給付費 準備基金の利子でございます。 7款1項1目 介護給付費繰入金 2,437 万 5,000 円の減につきましては、これは、市繰り入れ分の 12.5%分でございます。

7款1項2目 地域支援事業繰入金(介護予防事業)1,049 万円の減につきましては、これも同じく市繰り入れ分の 12.5%分でございます。

4目 その他一般会計繰入金 439 万 9,000 円の減につきましては、事務費繰入金の減で ございます。

最後に、8款1項1目 繰越金 2,410 万 6,000 円の増につきましては、繰越金でございます。

以上で終わります。

No.126 〇議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第35号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.127 〇健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 35 号 平成 20 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 169 万 7,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ5億 3,475 万 7,000 円とするものであります。

歳出からご説明をいたしますので、6ページ、7ページをごらんください。

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金を 169 万 7,000 円増額するものであります。この納付金は、被保険者からいただきました保険料と、一般会計より繰り入れました低所得者の方に対する保険料軽減分を合わせて広域連合に納付するものであります。広域連合より保険料軽減額につきまして確定通知がありましたので、不足額を計上するものであります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

2款 繰入金、1項2目 保険基盤安定繰入金を 169 万 7,000 円増額するものであります。これは、歳出に計上いたしました保険料軽減分を一般会計より繰り入れるものであります。

なお、この繰入金のうち4分の3につきましては、県より負担金で手当てをされることとなっております。

以上で説明を終わります。

No.128 〇議長(堀田勝司議員)

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明2月28日から3月2日までの3日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.129 〇議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明2月28日から3月2日までの3日間を休会とすることに決しました。

3月3日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後2時26分散会

copyright(c) Toyoake City.